

（目的）

第1条 西南学院大学自己点検・評価規程第2条に定める個別点検評価委員会（以下「個別評価委員会」という。）については、本細則の定めるところによる。

（個別評価委員会の役割）

第2条 個別評価委員会は、西南学院大学自己点検・評価規程第3条第1項に定める項目のうち、当該個別評価委員会が所管する事項について、点検・評価を行う。

2 個別評価委員会のうち、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会（以下「基本問題評価委員会」という。）は、個別評価委員会が取りまとめた自己点検・評価の結果を集約し、毎年、全学点検評価委員会（以下「全学評価委員会」という。）に報告を行う。

（個別評価委員会の委員長等の任期）

第3条 個別評価委員会の各委員長及び各委員の任期は、当該役職の在任期間とする。

2 個別評価委員会のうち、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会、基本問題評価委員会及び大学院点検評価委員会（以下「大学院評価委員会」という。）以外の各委員の任期については、当該委員会で決定する。

（個別評価委員会の定足数及び議決）

第4条 個別評価委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 個別評価委員会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（教学マネジメント委員会）

第5条 西南学院大学自己点検・評価規程第12条第1項第1号に定める教学マネジメント委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める西南学院大学教学マネジメント委員会規程（2019年12月17日）による。

（研究マネジメント委員会）

第6条 西南学院大学自己点検・評価規程第12条第1項第2号に定める研究マネジメント委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める西南学院大学研究マネジメント委員会規程（2022年12月13日）による。

（基本問題評価委員会）

第7条 西南学院大学自己点検・評価規程第12条第1項第3号に定める基本問題評価委員会は次に掲げる委員をもって構成し、委員長は副学長（総務担当）とする。

- (1) 副学長（総務担当）
- (2) 部長理事
- (3) 事務局長
- (4) 大学事務長
- (5) 総務部長
- (6) 総合企画部長
- (7) 財務部長

2 基本問題評価委員会は、大学の理念、社会連携、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に関する基本的事項について全学的な立場から点検・評価を行う。

3 点検・評価した結果について、毎年、全学評価委員会に報告を行う。

4 基本問題評価委員会のもとに、必要に応じて小委員会を置くことができる。

5 基本問題評価委員会は、大学の理念、社会連携、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に関する基本的事項について改善が必要と認められた場合、各部局の改善を支援

する。

- 6 基本問題評価委員会に関する事務は、総合企画部企画課が担当する。
(学部点検評価委員会)

第8条 西南学院大学自己点検・評価規程第12条第1項第4号に定める学部点検評価委員会(以下「学部評価委員会」という。)は、当該学部の構成員全部又は一部の者で構成し、委員長は互選により選出する。

- 2 各学部評価委員会は、当該学部の教育研究等に関して点検・評価を行う。
- 3 点検・評価した結果について、毎年、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会又は基本問題評価委員会に報告を行う。
- 4 学部評価委員会に関する事務は、教育支援部教務課が担当する。

(大学院評価委員会)

第9条 西南学院大学自己点検・評価規程第12条第1項第5号に定める大学院評価委員会は次に掲げる委員をもって構成し、委員長は大学院学務部長とする。

- (1) 大学院学務部長
 - (2) 各研究科長
 - (3) 各研究科専攻主任
 - (4) 大学院課長
 - (5) 大学院課大学院事務室副課長
- 2 その他委員長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席を求めることができる。
 - 3 大学院評価委員会は、大学院の教育研究等について、大学院全体の見地から点検・評価を行う。
 - 4 点検・評価した結果について、毎年、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会又は基本問題評価委員会に報告を行う。
 - 5 大学院評価委員会に関する事務は、大学院課大学院事務室が担当する。

(大学院研究科点検評価委員会)

第10条 西南学院大学自己点検・評価規程第12条第1項第6号に定める大学院研究科点検評価委員会(以下「大学院研究科評価委員会」という。)は、当該研究科の構成員全部又は一部の者で構成し、研究科長がその委員長となる。

- 2 各研究科評価委員会は、当該研究科の教育研究等に関して点検・評価を行う。
- 3 点検・評価した結果について、毎年、大学院評価委員会に報告を行う。
- 4 大学院研究科評価委員会に関する事務は、教育支援部大学院課大学院事務室が担当する。

(その他の個別評価委員会)

第11条 西南学院大学自己点検・評価規程第12条第1項第7号に定める個別評価委員会の構成は、当該機関で決定し、当該機関の長(体育館点検評価委員会においては、体育館主任)がその委員長となる。

- 2 前項に定める個別評価委員会は、当該機関の教育研究等に関して点検・評価を行う。
- 3 点検・評価した結果について、毎年、教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会又は基本問題評価委員会に報告を行う。
- 4 第1項に定める個別評価委員会に関する事務は、当該各機関を所管する部署等が担当する。

(所管部署)

第12条 この細則に関する事務は、総合企画部企画課の所管とする。

(細則の改廃)

第13条 この細則の改廃は、全学評価委員会の議を経て、部長会議が処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

附 則

この細則は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2014（平成26）年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、2015（平成27）年6月9日から施行し、2015（平成27）年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2023年4月1日から施行する。